

令和8年度から適用される村・道民税の主な改正について

○概要：物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応として給与所得控除の見直し、大学生年代の子等に関する特別控除（特定親族特別控除）の創設、各種扶養控除等に係る所得要件の引き上げなどが行われました。これらの改正は令和8年1月1日に施行され、令和7年中（1月1日～12月31日）の収入に対して課税される、令和8年度の個人住民税（村・道民税）から適用されます。

～改正内容～

①. 給与所得控除の見直し

☞給与所得者（給与収入額190万円以下の方）に適用される給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられます。

収入金額	給与所得控除額（改正前）	給与所得控除額（改正後）
162 万 5 千円以下	55 万円	<u>65 万円</u>
162 万 5 千円超 180 万円以下	給与等の収入金額×40%－10 万円	
180 万円超 190 万円以下	給与等の収入金額×30%＋8 万円	
190 万円超	<u>改正なし</u>	

②家内労働者の事業所得等の所得計算の特例について

☞給与所得控除の改正に伴い、家内労働者の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する最低保障額が55万円から65万円に引き上げられます。

③各種扶養控除等にかかる所得要件・控除額の引き上げ

☞各種扶養親族等の所得要件などが引き上げられます。

扶養親族の区分	所得要件※ （収入が給与のみの場合の収入金額）	
	改正前	改正後
扶養親族	48万円以下 （103万円以下）	<u>58万円以下 （123万円以下）</u>
同一生計配偶者		
ひとり親の生計を一にする子		
雑損控除の適用を認められる親族		
勤労学生の合計所得金額	75万円以下 （130万円以下）	85万円 （150万円以下）

※ 合計所得金額（ひとり親の生計を一にする子、雑損控除の適用を認められる親族については総所得金額等の合計額）の要件をいいます。

④大学生年代の子等に関する特別控除（特定親族特別控除）の創設

生計を一にする 19 歳以上 23 歳未満の親族（配偶者及び青色事専従者等を除く）の内、合計所得金額が 58 万円超 123 万円以下（給与収入のみの場合は 123 万円超え 188 万円以下）で、扶養控除を適用できない者についても段階的に控除を受けられるようになります。

特定親族の合計所得金額 (収入が給与のみの場合の収入金額)	特定親族特別控除額
58 万円超 95 万円以下 (123 万円超 160 万円以下)	<u>45 万円</u>
95 万円超 100 万円以下 (160 万円超 165 万円以下)	<u>41 万円</u>
100 万円超 105 万円以下 (165 万円超 170 万円以下)	<u>31 万円</u>
105 万円超 110 万円以下 (170 万円超 175 万円以下)	<u>21 万円</u>
110 万円超 115 万円以下 (175 万円超 180 万円以下)	<u>11 万円</u>
115 万円超 120 万円以下 (180 万円超 185 万円以下)	<u>6 万円</u>
120 万円超 123 万円以下 (185 万円超 188 万円以下)	<u>3 万円</u>

⑤子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充（延長）

令和 7 年度税制改正において適用された、子育て世帯等が認定住宅等の新築等をして令和 6 年中に入居した場合に住宅ローン控除の借入限度額を上乗せする措置が講じられましたが、この措置が令和 7 年中に入居した場合にも延長されました。

子育て世帯（19 歳未満の扶養親族を有する世帯）または若者夫婦世帯（夫婦のいずれかが 40 歳未満の世帯）が令和 7 年中に入居する場合は、借入限度額が次のとおりとなります。

住宅区分	借入限度額（改正前）	借入限度額（改正後）
認定長期優良住宅・認定低炭素住宅	4,500 万円	5,000 万円
ZEH水準省エネ住宅	3,500 万円	4,500 万円
省エネ基準適合住宅	3,000 万円	4,000 万円

※合計所得金額 1,000 万円以下の者に限り、新築住宅の床面積要件を 40 m²以上に緩和する措置について、建築確認の期限が令和 7 年 12 月 31 日まで延長されました。